

食安検発第0801001号

平成17年8月1日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部企画情報課

検疫所業務管理室長

(公 印 省 略)

食品等輸入届出書の積込数量に係る適切な記載について

食品等輸入届出書の記載については、「食品等輸入届出関係コード表」を用い、適切に輸入届出書への記載若しくは輸入食品監視支援システムへの入力等を行うよう関係業者等に対して指導を行って頂いているところですが、今般、積込個数単位コード「BE(Bundle)」について、各検疫所の取り扱いが異なることが判明したところです。

積込個数単位コード「BE」は、本来「棒鋼、針金、長尺板その他細長いものを鋼帯、針金、縄等で束ねたもの」に対して使用するものであることから、単に同一カートン(CT:Carton)やバッグ(BG:Bag)の複数個を合成樹脂帯等で結索しただけのものについては、積込個数単位コード「BE」を用いないよう関係業者等への指導を行うとともに各輸入食品監視窓口においても遺漏なきよう取り扱い方よろしくお願いします。

(参考)

3カートン(Carton:CT)を合成樹脂帯でひとまとめに結索したもの。

→3CTとする(1BEではない。)